

# 令和5年度 大分大学総合型選抜入試問題

## 小論文

(福祉健康科学部)

福祉健康科学科 心理学コース

解答時間 90分 (9時00分～10時30分)  
配点 200点

注意 解答はすべて解答用紙に記入すること。

令和5年度  
大分大学福祉健康科学部総合型選抜入試問題  
福祉健康科学科 心理学コース

問題 次の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。

日本の少年法は「甘い」のか—厳罰化する少年法

<叱る依存>が正当化される社会では、処罰で人をコントロールしようとする「禁止と罰」が多用されます。人は人からだけでなく、社会の仕組みからも「叱られる」のです。

2021年の参議院本会議にて、18歳、19歳を「特定少年」とする改正少年法が可決されたことをご存知でしょうか？ 民法の成年年齢引き下げをきっかけとして行われた今回の改正では、罪を犯した「特定少年」たちが検察官送致となる犯罪の対象範囲が大きく拡大されたところに最も大きな変更があります。それはつまり18歳、19歳の子どもたちが、多くの犯罪において成人同様の刑罰の対象となったことを意味します。また、起訴（略式を除く）された段階で本人の名前や顔写真の公開禁止が解除されることになりました。2022年4月以降は18歳、19歳も実名で報道されるようになるのです。

（中略）

これらの改正は、「更生」による立ち直りではなく、より重い刑罰を与える「厳罰化」の方向に少年法が改正されたことを意味しています。この変更の背景として「日本の少年法は甘すぎる」とする批判があると考えられます。厳罰化の議論は、少年による凶悪犯罪が注目されるたびに盛り上がってきた経緯があるからです。未成年による殺人事件などの犯罪はその奇異性と残酷性について連日報道され「犯した罪に対して刑罰が軽すぎる」「なぜ、加害者ばかりが守られるのか」などと、少年法に対する大きな批判を生み出してきました。

そういった経緯があつてでしょうか、内閣府が行った世論調査[\*1]では「少年による重大事件が増えている」と回答した人が全体の78パーセントいることを報告しています。多くの人は、日本の子どもたちが犯罪に手を染めやすくなっていると考えていることがわかります。

忘れられた実態

子どもたちによる凶悪犯罪が増えていて、それを抑制するために少年法が厳罰化される。一見すると、とても理にかなった話に思えるかもしれません。

しかしながら、実態はまったく異なっています。

まずそもそも、20歳未満の子どもによる犯罪は増えていません。それどころか重大事件を含めて、急激に減少していると言ってよい数字です。今の日本の子どもたちは、以前に比べてむしろ罪を犯さなくなっているのです。

❖法務省が毎年発行する犯罪白書[\*2]によると、20歳未満の刑法犯の検挙人員は令和元年は過去最少の2万6076人で、前年比14.4パーセント減であったと報告されています。殺人事件はそのうちの約0.2%で52件と極めて低い水準です。また、子ども10万人当たりの人口比についても検挙人員の割合は大きく低下していて、令和元年は233.4人で前年比13.4パーセント減と、最も高かった昭和56年の1432.2人に比べ約6分の1になっています。

読者の中には、子どもの犯罪が減っていたとしても、厳罰化によってさらに減らすことができるならそれでよいのではないかと思われる方もいるかもしれません。しかしながら、どうやらそうではないのです。少なくとも再犯率という観点で見ると、厳罰化は再犯率を向上させる効果があると考えられるからです。犯罪に対する厳罰化とは、具体的には「刑期が延びる」ことを意味します。そして刑期が延びれば延びるほど、出所後の居場所の獲得や復職のチャンスを失ってしまう傾向があり、社会生活への復帰のハードルが高くなります。そして当然ですが社会生活への復帰が難しくなればなるほど、再犯率は高くなる傾向があります。

❖事実、法務省のホームページには次のように記述されています。「再犯により刑務所に収容される受刑者の約7割が無職であり、また、仕事に就いていない者は、仕事に就いている者と比べて再犯率が4倍と高いことが明らかになっている。また、毎年約6400人の受刑者が帰るべき場所がないまま刑務所を出所し、そのうち3人に1人は2年以内に刑務所に戻っている」[\*3]

そしてこれは子どもの犯罪にかぎりませんが、罪を犯す人のうち再犯者の割合は近年一貫して上昇し続けており、2013年には全体の約5割、新たに受刑したひとの約6割となっています（法務省「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」）。また近年の検挙人数は、年齢を問わず全般的に減少傾向にあることも報告されています。減っているのは子どもの犯罪だけではないのです。

これらのことから、厳罰化は再犯率の上昇につながり、犯罪件数の減少には役立たない可能性が高いことがわかります。全体として犯罪を犯す人が減少し、再犯者の割合が上がっている現在、再犯予防こそが最も効果的な犯罪を減らすための施策です。そのため少なくとも今の状況においては、厳罰化に犯罪を減らす効果はないと考えられるのです。

#### 効果のない政策を後押しするもの

子どもたちによる犯罪は減っていて、しかも厳罰化による更なる減少効果は期待できない。これらの事実から、少年法を厳罰化の方向に改正することには、犯罪を減らすための合理的理由がないことがわかります。解決に向かわないどころか、犯罪件数が逆に増加する弊害を生む

可能性も高いのです。そのため、この改正については、日本弁護士連合会、刑事法研究者、日本児童青年精神医学会など関連する専門家たちがそろって問題を指摘する意見や声明を出しています。

それなのになぜ厳罰化しようとするのでしょうか？

そこには、犯罪減少という目的達成のため以外の合理的理由があるはずですが、そう考えると、人の内側に存在する「処罰感情の充足欲求」こそが、法律を厳罰化に向かわせる「合理的理由」だと言えるのかもしれませんが。このことは、法律を定める政治家が「叱る依存」におちいつている可能性があるという意味だけにとどまりません。政治は支持者がいることで権力を振るうことができます。「私たちは、悪いやつらに厳罰を与える正義の味方です」というメッセージが、人々の処罰感情を充足させて支持を集めることに、近年の厳罰化傾向の理由を求めることができるのではないかと私は思っています。

\*1 内閣府「少年非行に関する世論調査」平成27年9月 <https://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-shounenhikou/gairyaku.pdf>

\*2 法務省 法務総合研究所編 令和2年度版「犯罪白書－薬物犯罪－」<https://www.moj.go.jp/content/001363987.pdf>

\*3 法務省 犯罪対策閣僚会議「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会～」平成26年12月16日 [https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04\\_00026.html](https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00026.html)

(出典：村中直人、『<叱る依存>がとまらない』、株式会社 紀伊国屋出版、2022年より抜粋・一部改変)

問 下線部の文章について、著者の考える少年犯罪の厳罰化傾向の背景をまとめた上で、少年犯罪厳罰化に対するあなたの考えを800字以内（句読点を含む）で述べなさい。